（別紙）通所介護　料金表

時間	要介護	単位数（改定後）	1回あたりの利用料	ご利用者負担金（円）		
				1割	2割	3割
サービス時間6時間以上7時間未満ご利用時	要介護１	584	5840	584	1168	1752
	要介護２	689	6890	689	1378	2067
	要介護３	796	7960	796	1592	2388
	要介護４	901	9010	901	1802	2703
	要介護５	1008	10080	1008	2016	3024

〈加算・減算の種類〉　　上記、基本利用料に以下の料金が加算されます。
※☑要件を満たした場合に算定している加算

加算減算の種類	加算の要件	単位数	ご利用者負担金（1割の場合：円）
☑ 入浴介助加算Ⅰ（1回）	入浴を行った場合。	40	40
☐ 入浴介助加算Ⅱ（1回）	入浴計画を作成し、個浴その他の利用者宅の状況に近い環境で入浴介助を実施。	55	55
☐ 中重度者ケア体制加算（1回）	要介護3以上に該当する利用者の割合が30%以上である。中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り、住宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成し提供した場合。	45	45
☑ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（1回）	機能訓練指導員により、計画を立案し個別の機能訓練を実施した場合。	56	56
☐ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ（1回）		76	76
☐ 個別機能訓練加算（Ⅱ）（1月）	上記に加え、厚生労働省へのデータ提出とフィードバック活用した場合。	20	20
☐ 栄養改善加算（1回）月2回まで	管理栄養士による、生活習慣病の防止や低栄養の改善のため、講習会や直接指導を行った場合。また、必要に応じて居宅を訪問すること。	200	200
☐ 栄養アセスメント加算（1月）	利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者または、家族に対して結果を説明。必要に応じて相談等に対応すること。	50	50
☐ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（１回）	利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態と栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態と栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	20	20
☐ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（１回）	上記の内容で、口腔の健康状態または、栄養状態に関す情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	5	5
☐ 口腔機能向上加算Ⅰ（1回）月2回まで	口腔機能の低下している又は恐れがある方に対し歯科衛生士等が口腔機能改善の為の評価を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価した場合。	150	150
☐ 口腔機能向上加算Ⅱ（1回）月2回まで	上記に加え、厚生労働省へのデータ提出とフィードバック活用した場合。	160	160
☐ 認知症加算（1回）	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が15%以上であり、認知症の症状の緩和に資するケアを計画的に実施するプラグラムを提供した場合。当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること	60	60
☐ 若年性認知症利用者受入（1回）	若年性認知症（40才から64才）の方に特性やニーズに応じてプログラムを提供した場合。	60	60
☐ 生活機能向上連携加算Ⅰ（3月に1回）	外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをした場合。	100	100
☐ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月）	外部のリハビリテーション専門職が利用者宅を訪問して実施した場合。	200	200
	（個別機能訓練加算を算定している場合）	100	100
☐ ADL維持等加算（1月）	自立支援、重度化防止の観点から一定期間内に利用者のうち日常生活動作の維持又は改善の度合いが一定する準を超えた場合。	30	30
	（上記について、評価期間を終了後も測定、報告した場合）	60	60
☐ 科学的介護推進体制加算（１月）	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。	40	40
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士の割合が70%である。	22	22
☑ （Ⅱ）	介護福祉士の割合が50%である。	18	18
☐ （Ⅲ）	介護福祉士の割合が40%である。	6	6
☑ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県に届け出た場合（介護度別サービス利用料金及び該当する加算を加えた額の11.1%相当の加算		
☐ 同一建物内減算	事業所と同一の建物に居住する利用者の場合。	-94	-94
☐ 通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わなかった場合。	-47	-47